

令和 7 年 5 月 30 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、とよはしボクシングジム（以下「とよはしジム」という）所属ボクサーである森村 怜司（ライセンスNo.50837）選手を令和 7 年 5 月 24 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： とよはしジム森村 怜司選手は、令和 7 年 5 月 25 日の試合の前日計量において計量会場に現れず試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は森村 怜司選手を令和 7 年 5 月 24 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、とよはしジムのマネージャーである松尾 亜紀子（ライセンスNo. 46780）氏を戒告処分とする。

理由： 松尾 亜紀子は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション